

広島県告示第三百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県福山市田尻町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生源因となる自然現象の種類	区域の名称
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生源因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
白茅（三五 一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法 第九條第二項及び 第十條第一項に おける土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する法律（平 成二十九年政令 第八十四号）で 定める事項
白茅（三五 一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法 第九條第二項及び 第十條第一項に おける土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する法律（平 成二十九年政令 第八十四号）で 定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。